

生野区における学校配置の見直しについて

平成 27 年度からの本市の取組

1 分権型教育行政への転換

地域により身近な区役所が、学校運営の支援や学校・地域のニーズにあった具体的な取組を推進し、学校同士・区同士が互いに切磋琢磨して教育改革を推進することをめざします。

■市長、教育委員会（総合教育会議）

⇒ 全市における基本的な方針と目標の策定

■学校長

⇒ 学校の目標策定とそれを達成するための手段の選択

■区担当教育次長（区長）

⇒ 学校・教育コミュニティの状況と進捗のモニタリングと、その状況に応じた学校・教育コミュニティへの支援

⇒ 学校・地域のニーズ把握とその対応等取組の推進に向けた区における仕組み

→ 区教育行政連絡会、保護者と地域住民等の参画のための会議の設置など

2 総合教育会議について

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正（27 年 4 月 1 日施行）に伴い、全ての地方自治体に「総合教育会議」が設置されます。

総合教育会議では、市長と教育委員が同席し、市長が公の場で教育政策について議論を行い、市長と教育委員が方向性の共有・明確化を図ります。

【参考資料 2・・・P1「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（概要）」】

第 1 回 総合教育会議の開催（H27.4.28）

市長の意見（生野区に関わる意見の要約）

- ・子ども達のため、教育環境を変えていくことは重要で、学校の適正配置では、繰り返し、保護者や地域住民の方々の意見を聞くなど、区長のマネジメントの発揮を。
- ・特に生野区では、小規模校を多く抱えるなど課題が大きい、大胆な案を作り進めてもらいたい。

【参考資料 2・・・P3「平成 27 年度総合教育会議（第 1 回）」】

区政会議でいただきたいご意見

分権型教育行政への転換や総合教育会議での議論をふまえて、生野区のこれまでの取組の更なる推進など、今後の学校配置の見直しについて、区政会議においてご意見をいただきます。

地方教育行政の組織及び運営に関する 法律の一部を改正する法律 (概要)

平成27年
4月1日
施行

教育の政治的中立性、継続性、安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携強化を図るとともに、地方に対する国の関与の充實を図る。

POINT① 教育長

教育委員長と教育長を一本化した
新「教育長」の設置

POINT③ 総合教育会議

すべての地方公共団体に
「総合教育会議」を設置

POINT② 教育委員会

教育長へのチェック機能の強化と
会議の透明化

POINT④ 大綱

教育に関する「大綱」を
首長が策定

文部科学省



Q1 平成27年4月1日に、教育委員と教育長を一本化した新「教育長」が任命されるのですか？

施行日の平成27年4月1日において在任中の教育長については、その教育委員としての任期が満了するまで、又は自ら退任するまで現行制度の教育長として在職するものとし、徐々に新制度に移行していくこととされています。その間は、教育長と非常勤の委員が併存することとなります。

旧委員長（非常勤）については、旧教育長の任期が満了した時点で、又は退任した時点で、委員長としては失職しますが、委員としての任期が残っている間は、引き続き委員として在職することになります。

Q2 常勤の教育委員が教育委員会全体の主要な役割を担うことになり、レイマンコントロールの考え方はどうなるのですか？

今回の改正において、教育行政の責任者としての教育長のリーダーシップは高まりますが、教育長以外には、非常勤の委員で構成する委員会の多数決で意思決定を行う仕組みは従来どおりです。また、教育委員の職業等に偏りが生じないよう配慮するとの規定を改正後も維持しており、教育の専門家ではない一般の住民の意向を教育行政に反映していく、いわゆる「レイマンコントロール」の考え方は変わっていません。

このため、教育委員の質・能力の向上は重要であり、人選の工夫や研修の充実等が期待されることとなります。

Q3 新制度では、いじめによる自殺事件などにより対応することが必要となるのですか？

いじめ事件などが生じた場合には、まず、常勤の教育長が第一着的な責任者として迅速に対応することとなります。また、教育長の判断により、教育委員への迅速な情報提供や教育委員会会議の招集が可能になります。さらに、首長の判断により、緊急に総合教育会議を開いて、踏すべき措置について教育委員会と協議・調整を行うことも可能です。

Q4 総合教育会議によって、首長が教育行政の方針を定めることになるのですか？

総合教育会議は、首長と教育委員会が教育行政の大綱や重点的に踏すべき施策等について協議・調整を行う場であり、両者が教育政策の方向性を共有し、一致して執行にあたることを期待されています。

なお、会議において調整がついた事項については、それぞれその結果を踏まえて事務を執行することとなります。

Q5 総合教育会議では、教育委員会の所掌する事項のうち、予算や人事関係など首長の権限に関する事項についてのみ協議するものでしょうか？

総合教育会議では、予算や条例提案等に加え、保育や福祉等の首長の権限に関わる事項等について、協議し調整を行うほか、教育委員会のみの権限に属する事項についても協議（＝自由な意見交換）を行うことが想定されています。なお、採択すべき新事業や個別の教職員人事については、特に政治的中立性の要請が高い事項であり、総合教育会議の協議事項として取り上げるべきではありません。

また、大綱は、予算や条例提案等の首長の権限に関わる事項について記載することが中心となると想定していますが、例えば、首長の権限に関わらない事項である新事業採択の方針、教職員の人事異動の基準等についても、教育委員会が適切と判断して、首長が記載することも考えられます。

なお、大綱は、首長が定めるものとされており、首長と教育委員会が調整がついた事項については、尊重義務が生じます。

Q6 大綱は、毎年策定するのですか？地方の教育計画と計画や、自治体の総合計画で、教育行政の方針が示されている場合にも、大綱を策定する必要はありますか？

大綱が対象とする期間については、法律上に規定はありませんが、首長の任期が4年であることや、国の教育振興基本計画の対象期間が5年であることに鑑み、4～5年程度のものとして定めることを想定しています。

また、地方公共団体において、教育振興基本計画を定める場合には、その中の施策の目標や施策の根本となる方針の部分が「大綱」に該当すると位置づけられるべきものであり、首長が総合教育会議において、教育委員会と協議し、当該計画をもって大綱に代えることと判断した場合には、別途、大綱を策定する必要はありません。

文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課教育委員会係

文部科学省ホームページに、本法律に関する詳細の情報が掲載されています。ぜひご覧下さい。

法律詳細：http://www.mext.go.jp/b_menu/houan/kakutei/detail/1348975.htm

教育委員会制度、こう変わる

- 政治的中立性の確保
- ◆教育委員会は、引き続き、執行機関
 - ◆総合教育会議で、首長と協議・調整は行なうが、最終的な執行権限は教育委員会に留保されている。

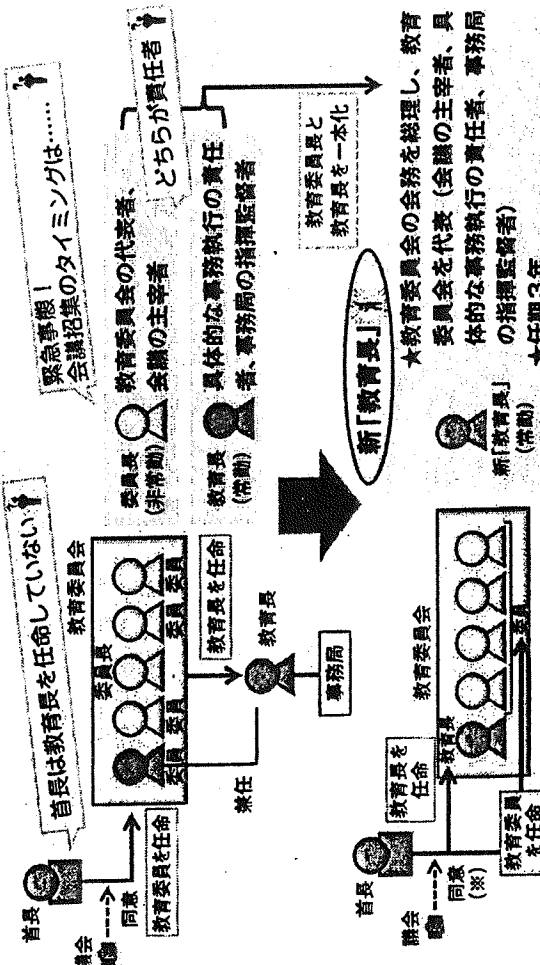
- 教育行政における責任体制の明確化
- ＞教育委員会の審議の活性化
 - ＞迅速な危機管理体制の構築
 - ＞地域の民意を代表する首長との連携の強化
 - ＞いしめによる自効性が記された後においても、再発防止のために国が教育委員会に指示できることを明確化

教育委員会の改革

- これまで教育委員会の問題
- ＞教育委員長と教育長のどちらが責任者がわかりにくい
 - ＞教育委員会の審議が形骸化している
 - ＞いしめ等の問題に対して必ずしも迅速に対応できていない
 - ＞地域住民の民意が十分に反映されていない
 - ＞地方教育行政に問題がある場合に、国が最終的に責任を果たせるようにする必要がある

POINT① 教育長

教育委員長と教育長を一本化した新「教育長」の設置



※教育長については、所信表明など丁寧な手続を期待

教育長が直接教育長を任命することにより、任命責任が明確化

POINT② 教育委員会

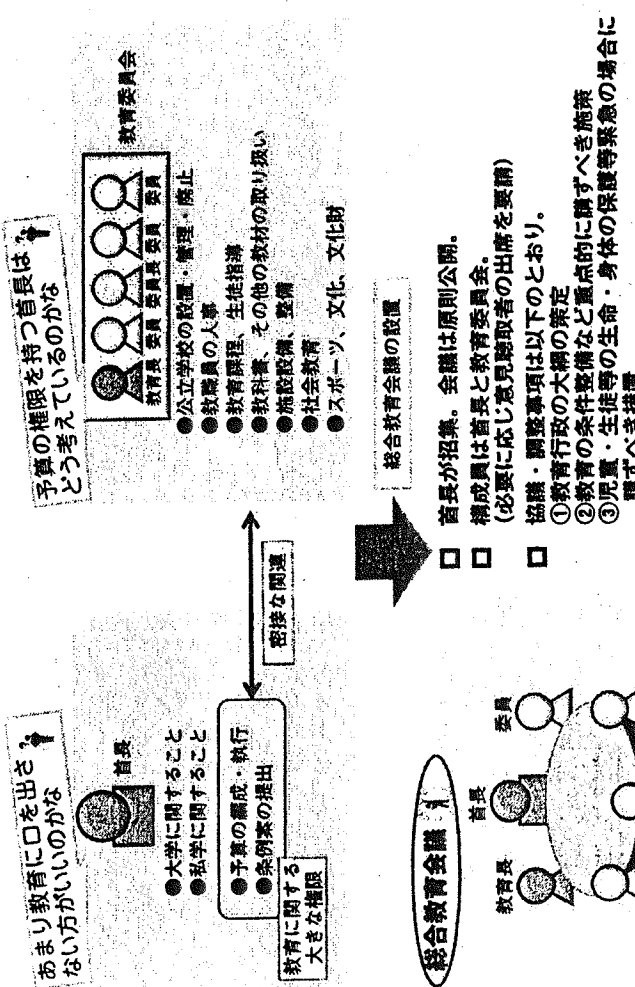
教育長へのチェック機能の強化と会議の透明化

- 新「教育長」の判断による教育委員会への迅速な情報提供や会議の招集の実現。
- 教育委員会によるチェック機能の強化のため、教育委員の定数1/3以上からの会議の招集の請求
- 教育委員会規則で定めるところにより、教育長が委任された事務の管理・執行状況を報告する義務について規定。
- 会議の透明化のため、原則として、会議の議事録を作成・公表すること。

教育委員会の審議の活性化

POINT③ 総合教育会議

すべての地方公共団体に「総合教育会議」を設置



POINT④ 教育に関する「大綱」を首長が策定

- 大綱とは、教育の目標や施策の根本的な方針。教育基本法第17条に規定する基本的な方針を参照して定める。
- 総合教育会議において、首長と教育委員会が協議・調整を尽くし、首長が策定。首長及び教育委員会は、それぞれの所管する事務を執行。
- 地方公共団体としての教育政策に関する方向性が明確化